

施行日 2024年10月1日

## 横浜港・川崎港における CONPAS 導入補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜川崎国際港湾株式会社（以下「当社」という。）が実施する横浜港・川崎港における CONPAS 導入補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (補助の目的)

第2条 補助金は、国が開発中の新・港湾情報システム「CONPAS」とコンテナターミナル運営事業者が所有するシステムの接続を支援し、速やかに各システムを連携させることにより、国の試験運用への参画を促し、CONPASの各種機能を早期に発揮させ、コンテナターミナルのゲート前混雑の解消やコンテナトレーラーのターミナル滞在時間の短縮を図ることで、コンテナ物流の効率化を推進することを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「CONPAS」 ICT を活用したゲート処理時間の短縮などによるコンテナ輸送の効率化を目的とした新・港湾情報システム（Container Fast Pass の略）をいう。
- (2)「コンテナターミナル運営事業者」 コンテナ貨物の荷役作業、コンテナターミナルの管理等のターミナル運営を行う事業者をいう。
- (3)「コンテナターミナル運営事業者の自社システム」 コンテナターミナル運営事業者が所有するシステムであり、コンテナターミナル運営事業者がコンテナの管理、コンテナの本船荷役計画やヤード蔵置計画の策定等のターミナル業務を処理するためのターミナルオペレーションシステム及びコンテナターミナルへの入退場車両の受付等を行うためのゲートシステムをいう。
- (4)「サーバ」 ターミナルオペレーションシステムと CONPAS を接続するためのものをいう。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、CONPAS を活用した次の効果を目的とするシステム改修等に係る事業のうち、当社が適当と認めたもの（以下「補助事業」という。）とする。なお、補助事業は、その実施にあたり、CONPAS 所有者である国土交通省関東地方整備局が補助事業との連携について承諾していることを前提とする。

- (1) コンテナの搬出入に関する予約情報（以下「予約情報」という。）と P S カード活用によるゲート処理時間等の短縮化

- (2) コンテナ搬入手続き(搬入情報とターミナルオペレーションシステム情報の照合)の事前照合によるゲート処理時間等の短縮化
- (3) 予約情報又は車両接近情報を活用した事前荷繰りの実施による荷繰りの効率化

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、横浜港又は川崎港のコンテナターミナル運営事業者とする。

(補助の対象、補助率及び補助金上限額)

第6条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする(ただし、消費税及び地方消費税相当分は除く)。

- (1) 横浜港・川崎港のコンテナターミナル運営事業者の自社システムと CONPAS が情報連携するために要するコンテナターミナル運営事業者の自社システムの改修及びサーバの設置に要する費用
  - (2) CONPAS の導入のために合理的に必要となるコンサルタント費用
  - (3) 横浜港・川崎港のコンテナターミナル運営事業者が CONPAS の運用を実施するために必要となる、車両誘導等の資材(装備品、案内看板等)の購入又は借用に要する費用
- 2 補助金は、当社の予算の範囲内で交付するものとし、補助率及び補助金上限額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 前項第1号及び第2号の経費に係る補助率は、同号の経費の2分の1に相当する額(その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)以内とし、その上限額は、コンテナターミナル運営事業者1社あたり、1,500万円とする。
  - (2) 前項第3号の経費に係る補助率金の額は、同号の経費の2分の1に相当する額(その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)以内とし、その上限額は、コンテナターミナル運営事業者1社あたり、100万円とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、横浜港・川崎港における CONPAS 導入補助金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、事業開始の30日前までに、当社に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 補助金の交付の対象となる事業に関する仕様書
  - (4) 補助金の交付の対象となる事業に関する見積書
  - (5) 見積書の内訳明細書

(交付決定)

第8条 当社は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、適正であると認めた場合は、予算の範囲内において補助金の交付の決定を行い、横浜港・川崎港における CONPAS 導入補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 前項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、横浜港・川崎港における CONPAS 導入補助金不交付決定通知書(様式第3号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 当社は、補助金の交付の申請が到達してから 30 日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、交付申請に対して補正等を求める必要が生じた場合、そのために必要な期間は当該期間から除外するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容に不服があり申請を取り下げようとするときは、横浜港・川崎港における CONPAS 導入補助金交付申請取下書(様式第4号)により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して 10 日とする。

(交付の時期等)

第10条 当社は、第16条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)から請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更をしようとするときは、横浜港・川崎港における CONPAS 導入補助金変更承認申請書(様式第5号)を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、横浜港・川崎港における CONPAS 導入補助金中止・廃止承認申請書(様式第6号)を当社に対し提出し承認を受けなければならない。ただし、補助金の予定金額が交付決定額より低くなる場合で、補助事業の目的及び内容に変更の無い場合は、この限りでない。

2 当社は、前項の申請があったときは、補助事業変更が適当と認める場合は、横浜港・川崎港における CONPAS 導入補助金変更承認通知書(様式第7号)により、補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合は、横浜港・川崎港における CONPAS 導入補助金中止・

廃止承認通知書(様式第8号)により、それぞれその旨を補助事業者へ通知する。

3 当社は、補助事業変更が不相当と認めるときは、理由を付して、横浜港・川崎港における CONPAS 導入補助金変更不承認通知書(様式第9号)により補助事業者へ通知する。

(補助事業の適正な遂行)

第12条 補助事業者は、補助金を第6条第1項の補助対象経費以外の用途へ支出してはならない。

(維持管理)

第13条 補助事業者は、補助事業により改修した自社システム及び設置したサーバ等については、適切な維持管理を行うものとする。

(立入検査等)

第14条 当社は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、横浜港・川崎港における CONPAS 導入補助金実績報告書(様式第10号)を記載し、補助金の交付の決定をした日の属する年度の3月15日までに、当社に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業の完了を確認できる書類
- (3) 精算に係る領収書の写し、又はそれに代わる確認書類
- (4) 補助事業に係る契約書の写し

(補助金の額の確定等)

第16条 当社は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、横浜港・川崎港における CONPAS 導入補助金額確定通知書(様式第11号)により補助事業者へ通知するものとする。

(決定の取消し)

第 17 条 当社は、補助事業者が、次の一つにでも該当するときは補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ① 虚偽の申請その他不正な手段により交付の決定を受けたとき
  - ② 補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
  - ③ 補助事業に関し法令等に違反したとき
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 当社は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、速やかに理由を付して、横浜港・川崎港における CONPAS 導入補助金交付決定取消通知書(様式第 12 号)により補助事業者に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 16 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、2024 年 10 月 1 日から施行する。